

## 4 令和4年度 鶴岡市健康福祉部運営方針

新型コロナウイルス感染症は、発生から2年以上経過してもなお、国民の安全安心な生活に大きな影響を与えております。本市においても同様であり、引き続き、感染拡大防止に向け、保健、医療、介護の連携をより一層強めていくとともに、経済活動の停滞により影響を受ける生活困窮者の支援に取り組みます。また、新型コロナウイルスワクチンについて、引き続き関係機関と連携しながら取り組みます。

本市の本年3月末の人口は121,365人(住民基本台帳)で減少が続いています。また、高齢化率は本年3月末で35.9%に達しています。

本格的な少子高齢社会が到来し、社会環境や経済状況などが大きく変容する中、市民の生活課題も複雑化・多様化すると同時に、内容も深刻化しています。生活困窮、認知症、発達障害、ひきこもり、虐待、自殺などへの対応も含め、医療や福祉に関するニーズは多様なものとなっています。また、全世代全対象型地域包括ケアの体制構築に向けて、分野横断的に取り組むことが求められており、令和3年3月に策定した「つるおか地域福祉プラン2020」において、基本的な方針の一つとして「日常生活圏域単位による全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり」を位置付けました。

子育て支援に関しては、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のため子ども総合相談窓口など相談支援体制の充実を図るとともに、教育委員会等と連携し、環境整備を図ります。

障害者支援に関しては、令和2年度に策定した障害福祉計画、障害児福祉計画に基づき、障害者の自立した生活支援に向けた環境整備の着実な実行を図ります。

生活困窮者支援に関しては、相談対応を強化するとともに、自立に向けた支援を行います。

高齢者に関しては、保健事業と介護予防の一体的な実施に新たに取り組むとともに、引き続き認知症施策の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症への対応については、県健康福祉部、庄内保健所等の関係機関との連携を図り、情報収集、連絡調整、発生状況の把握等に努め、感染拡大防止に取り組みます。併せて、コロナ禍における差別、偏見防止、誹謗中傷の防止啓発および医療従事者等への支援に向けた取組についても推進します。

新型コロナウイルスワクチン接種については、昨年度に引き続き、安全で適正なワクチン接種を円滑に実施します。

地域福祉の推進については、鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン2020」(計画期間：令和3年度～5年度)に基づき、誰一人取り残されることなく、健やかに暮らし続けられる共生のまちづくりを推進します。また、現行の介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各分野の制度の狭間で支援が届かない方や複雑・複合的な課題を抱える個人・世帯からの支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制づくりを段階的に進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

地域包括ケアの重要な構成要素である地域医療については、行政、医療機関、福祉事業所など関係機関の連携を強化し、顔の見えるネットワークの構築や在宅医療の充実を図ります。

高齢者等の生活支援体制の整備については、各地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に生活支援体制の充実強化を図り、地域にある多様な支え合いの仕組みづくりを推進し、新たな支え合いの地域づくりを支援します。

災害時に自力での避難が困難な方への支援については、要支援者と自主防災組織等の支援者とが、具体的な避難の方法等について定めておく、避難行動要支援者個別支援計画の全市的な作成を推進します。

保健分野では「鶴岡市保健行動計画」に基づき、基本施策及び重点項目について計画的に推進します。

母子保健については、関係機関と連携し子育て世代包括支援センターの強化を図り、安心して出産・育児に臨めるように、妊産婦や全乳児の家庭訪問・妊産婦サポート事業・乳幼児健診などの相談支援事業を継続します。

成人保健については、働きざかり世代の健康の維持増進を促進するため、職域など関係機関と連携し、受診しやすい環境整備を図るとともに、がん検診精密検査受診率 100%を目指し受診勧奨に努めます。感染症対策を講じながら、栄養、身体活動、禁煙支援、定期的な健診の受診など、生活習慣病の予防や重症化防止につながる啓発に取り組みます。

高齢保健については、認知症、脳卒中、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、フレイル（虚弱な状態）等の介護予防対策に引き続き取り組み、超高齢化社会に対応した疾病予防対策を推進します。

こころの健康づくりについては、地域におけるネットワークの強化、自殺予防を支える人材の育成、市民への周知と啓発、相談支援体制の強化を推進します。

応急医療対策では、休日夜間診療所と休日歯科診療所の適正利用を周知し、地域応急医療の円滑な運営に引き続き取り組みます。

地域福祉では、民生児童委員協議会連合会の自主運営を尊重し、関係課や関係団体等との連携を図ります。赤十字事業基盤の拡充強化を図り、会員の増強と社資の確保を積極的に推進します。犯罪のない地域社会を築くため、協力団体の賛同・拡大と、地域社会の理解と協力の輪を広げます。特別弔慰金請求と進達業務では、引き続き遺族からの請求受付並びに国債の進達業務を行います。鶴岡市避難行動要支援者支援計画に基づき避難行動要支援者の名簿を管理するとともに、災害発生時に避難関係者へ情報提供ができる体制を整えます。上部団体への具申・要望、各種助成事業の活用、福祉関係団体・者を表彰・叙勲等へ積極的に推薦します。

障害福祉サービスの適切な給付では、利用者等から丁寧なアセスメントを実施し、適切な支給量を決定し、自立生活を支援します。障害者地域自立支援協議会による個別の課題に対するケース会議の開催と部会による多職種による情報共有と連携、課題解決に向けた協議等を行います。障害者の重度・高齢化や親亡き後を見据え地域における居住支援を行

う地域生活支援拠点事業について、機能の充実を図るため、運用状況の検証・検討を実施します。児童発達支援センター機能を有する鶴岡市立あおば学園を中心に、医療的ケア児及び発達障害児を含む障害児への包括的な支援体制構築に向け、連携等強化を図ります。障害者差別解消の推進に関する協議の場を設置し、具体的な事例や啓発活動等について検討を行います。

生活福祉では、新型コロナの状況も踏まえ、生活保護申請数の動向等注視して参ります。また、生活困窮者自立支援事業では、鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」の体制強化を図り、就労準備支援事業との一体的な支援を推進します。さらに、貧困の連鎖を防止する観点から、関係課等と連携し、子どもの学習支援事業の充実等に努めます。

高齢者福祉では、令和3年度から5年度までを計画期間とする「鶴岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、団塊の世代の方が全て75歳以上となる令和7年(2025年)を間近に控えていることから、中長期的な視点で施策を展開してまいります。計画の基本理念として掲げた「誰もが、生き活きと自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」のため、介護予防のための「住民主体の通いの場づくり」の推進、高齢者の心身の多様な課題に対応し、フレイルのおそれのある後期高齢者を切れ目なく支援するために関係各課と連携した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組みます。

総合相談の拠点としての機能の充実をはじめとする地域包括支援センターの強化、共生と予防を車の両輪とする認知症施策の推進を実施してまいります。

また、介護保険制度の安定的な運営と健全で持続可能な制度を維持するため、介護給付適正化の更なる取組の強化を図ります。

児童福祉については、「第2期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援新制度の適切な運用に努めることを基本に、幼児教育・保育の無償化をはじめとする子育て世代の負担軽減を継続し、仕事と子育ての両立支援を図りながら児童の健全育成に努めます。また、病児保育など各種保育サービスの充実及び発達支援保育や保育補助者の配置を支援するとともに、保育士等の処遇改善と人材バンク事業により保育体制を強化し、保育環境の改善を行います。

子ども家庭支援センターにおいては、地域における子育て支援の中核として、様々な不安を抱える家庭が安心して子育てをすることができるよう、育児に関する情報提供や相談支援等をきめ細やかに行うとともに、感染症対策を講じながらあそび場の開放や各種子育て支援事業を実施します。また、発達障害児や要保護児童等に対し、関係機関と連携し、早期対応、継続的支援の充実を図ります。

放課後児童対策については、児童館の適切な運営を図りながら、放課後児童クラブが適正規模で運営できるよう、実施主体と連携協力しながら効果的な取組みを進めます。

ひとり親福祉については、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当等の適正な対応と自立に向けた支援を継続し児童の福祉の増進を図ります。

国民健康保険は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などの被保険者に身近な業務を担っています。県や関係機関との連携を図り、的確な情報収集を行い財源の確保に努め、被保険者への影響を極力抑えながら安定した運営に努めます。

保健事業の推進にあたっては、第三期特定健康診査等実施計画等に基づき、特定健康診査・特定保健指導等を実施するほか、国保データベース（KDB）システムの有効活用により、地域の医療費分析や健康課題の把握に努め、きめ細かな取組みを行います。

また、ジェネリック医薬品の使用率向上に向けた差額通知の送付、柔道整復施術療養費支給申請書の保険者点検の充実、医療費の適正化に向けた取組みを積極的に行います。

後期高齢者医療事業については、今年度は2年に一度の保険料率の見直しが行われ、また、10月から窓口負担割合の2割導入が行われることから、制度改正に関する窓口等における丁寧な説明に努めます。

高齢者の保健事業に関しては、今年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業を関係課、関係団体と連携し実施します。

国民年金事業については、日本年金機構から貸与されている「可搬型窓口装置」等の活用を図り適正な資格管理に努めるとともに、所得や年金情報の受渡しに係る個人情報の取扱いに常に細心の注意を払いながら、市民の利便性の向上と事務の効率化を図ります。窓口での丁寧な対応に努め、日本年金機構との協力・連携体制の強化を推進します。

福祉医療給付事業については、重度心身障害（児）者医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療、未熟児養育医療の各制度の適正な運用により医療費の助成を行います。

子育て支援医療については、対象年齢を18歳到達の年度末までに拡大している市町村も増加していることから、他自治体の動向を注視し、対象年齢引上げについて引き続き検討を行います。